

令和6年第12回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年11月27日 勤労福祉会館 第2,3研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

なし

【事務局】出席者

主幹	長崎 倫典	主査	山本 愛
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第12回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は全員出席でございます。また、本日は、事務局長が特別休暇を取得し、欠席しておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

寒くなってまいりましたので、体調を崩されないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思っております。それではただいまから、令和6年第12回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において7番加島委員、8番家田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は受人の自宅に隣接し、受人と渡人の共有名義となっている畑ですが、受人の単独

所有とする内容の調停に基づき、渡人の持分を譲渡するものです。

受人は現在938㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では510日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

渡人は受人の亡兄の妻であり、近隣に耕作地がある受人へと申請地を贈与し、継承するものです。

受人は現在5,138㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では600日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は家族で自家消費野菜の栽培を開始することから、自宅に隣接する申請地を取得するものです。

個人で年間150日、世帯では300日農業に従事する計画となっております。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目が田と記載のある申請地は、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は1,332.91㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では400日農業に従事しています。

4ページをお願いします。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

渡人と受人は甥と叔父の関係にあり、受人は自宅に隣接する申請地を長年に渡り耕作していることから、譲渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。

個人で年間200日、世帯では250日農業に従事する計画となっております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与による所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、長年に渡り申請地も併せて耕作しており、営農困難な渡人の申し出を受け、申請地を取得するものです。

なお、受人の住所地は名古屋市ですが、実家が申請地と同じ桜方にあり、毎日実家に通い母親と共に耕作しています。

受人は現在949㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では350日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、長年に渡り申請地も併せて耕作しており、営農困難な渡人の申し出を受け、申請地を取得するものです。

受人は現在736㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では260日農業に従事しています。

番号8番と番号9番につきましては、受人が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況はいずれも畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在21,073.1㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では720日農業に従事しています。

5ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件になります。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和7年1月1日から3年間の賃借権の設定です。

受人は電線・電材の販売や電気工事業等を行っている法人であり、農業ハウス向けに土壌を加温する発熱ヒーターも取り扱っています。これまでも他市で受人の自社製品を利用したイチゴの栽培に取り組んでいましたが、今回は申請地至近に新工場を建設したことに伴い、他市から稲沢市を拠点に移したものです。

なお、受人は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認め

られるときには、契約を解除する解除条件付きの賃借権契約を行っております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計10件、移動の土地は、田8筆1,106㎡、畑11筆5,257㎡、合計19筆6,363㎡です。

以上10件のうち、番号1番から9番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号10番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらにつきましても、許可要件を満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

それでは、議案の説明に移ります。

8ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、車庫及び車両の転回スペースとして転用します。農地区分は第3種農地で、宅地264㎡と一体利用します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、9ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、2件 転用の土地 畑 2筆 418㎡ 合計 2筆 418㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10ページをお願いします。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

11ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第2種農地で、宅地 416㎡と一体利用します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、雑種地 692㎡と一体利用します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、農家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

12ページをお願いします。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、農家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは資材置場・駐車場します。農地区分は第3種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは駐車場及び園庭を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 223 m<sup>2</sup>と一体利用します。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、申請地周辺での汚水枝線管渠築造工事の施工に伴い、申請地を施工業者用の資材置場として一時的に転用するものです。転用期間は令和6年12月15日～令和7年3月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

14ページの総括表をご覧ください。

5条の申請件数は、14件 転用の土地 田 12筆 2,649㎡ 畑 12筆 4,269㎡、合計 24筆 6,918㎡です。

以上5条申請14件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。



議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案15ページをお願い致します。

議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

16ページをお願い致します。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は112筆、使用貸借権の設定は9筆です。

貸借期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までが1筆、令和7年1月1日から令和11年12月31日までが10筆、令和7年1月1日から令和14年12月31日までが1筆、令和7年1月1日から令和16年12月31日までが110筆です。

16ページ総括表をお願い致します。

田 118筆 87,780.75㎡、畑 4筆 3,026㎡、合計 122筆 90,806.75㎡になります。これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、石田委員、澤田委員、後藤委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく願います。

議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6報告第35号 現況証明願の報告について から日程第8報告第37号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは26ページをお願いします。

報告第35号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

27ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和43年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和40年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和29年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和34年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、28ページをお願いします。

報告第36号 農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

29ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件から説明させていただきます。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用でございます。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、介護施設建築による転用でございます。

続きまして31ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で店舗を建築します。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で住宅を建築します。

32ページ総括表をお願いします。

申請件数は、11件 田 5筆 1,489㎡ 畑 13筆 2,691㎡ 合計 18筆 4,180㎡です。

つづきまして、33ページをお願いいたします。

報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

34ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

35ページの総括表をお願いします。

申請件 3件 田 4筆 2,994㎡ 合計 4筆 2,994㎡です。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。これもちまして、令和6年第12回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年第12回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年11月27日 勤労福祉会館 第2,3研修室

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

7番委員

加島 由隆

8番委員

家田 里美